

改 正 案	現 行
<p>児童福祉法施行規則を次のように定める。</p> <p>第一章 厚生労働省令で定める便宜等（第一条 <u>第一条の四</u>）</p> <p>第一章の二 児童相談所（第二条 第五条の二）</p> <p>第一章の三 児童福祉司（第五条の三 第六条）</p> <p>第一章の四 保育士（第六条の二 第六条の三十七）</p> <p>第二章 福祉の保障（第七条 第三十六条）</p> <p>第三章 児童福祉施設（第三十六条の二 第三十九条）</p> <p>第四章 雑則（第四十条 第五十条の二）</p> <p>附則</p>	<p>児童福祉法施行規則を次のように定める。</p> <p>第一章 厚生労働省令で定める便宜等（第一条 <u>第一条の五の五</u>）</p> <p>第一章の二 児童相談所（第二条 第五条の二）</p> <p>第一章の三 児童福祉司（第五条の三 第六条）</p> <p>第一章の四 保育士（第六条の二 第六条の三十七）</p> <p>第二章 福祉の保障（第七条 第三十六条）</p> <p>第三章 児童福祉施設（第三十六条の二 第三十九条）</p> <p>第四章 雑則（第四十条 第五十条の二）</p> <p>附則</p> <p>第一章 厚生労働省令で定める便宜等</p> <p>第一条 削除</p> <p>第一条の二 削除</p> <p>第一条の三 削除</p> <p>第一条の四 削除</p> <p><u>第一条の五</u> 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）以下「法」</p>

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」といふ。）第六條の二第三項に規定する子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

第一条の二 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の四に定める施設において必要な保護を行う事業をいふ。

2 (略)

2 第一条の三 (略)

といふ。）第六條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある児童若しくは知的障害のある児童（以下この条において「障害児」といふ。）又はその保護者に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに指導、障害児又は保護者と市町村（特別区を含む。以下同じ。）、児童相談所、障害福祉サービス事業（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業をいひ、同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされたものを含む。）を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の障害児又は保護者に必要な援助とする。

第一条の五の二 法第六條の二第四項に規定する子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

第一条の五の三 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるときに、当該児童につき、第一条の五の五に定める施設において必要な保護を行う事業をいふ。

2 (略)

2 第一条の五の四 (略)

第一条の四 法第六条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前一条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。

## 第二章 福祉の保障

第八条 都道府県知事が法第二十一条の三第一項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定療育機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の定めるところにより、当該指定療育機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

・ (略)

## 第九条 削除

第十条 法第二十条第一項の規定による療育の給付を受けようとするときは、親権を行う者又は未成年後見人が、その監護すべき児童に代わつて、その居住地の都道府県知事に申請しなければならない。

(略)

第一条の五の五 法第六条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前一条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。

## 第二章 福祉の保障

第八条 都道府県知事が法第二十一条の九の四第一項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定療育機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の定めるところにより、当該指定療育機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

・ (略)

第九条 法第二十一条の六第一項の規定による補装具の交付又は修理を受けようとする者は、身体障害者手帳を添えて、その居住地の市町村長に申請しなければならない。

法第二十一条の六第三項の規定により業者に委託して、補装具の交付又は修理を行うときは、第十号様式の補装具交付券又は補装具修理券によるものとする。

第十条 法第二十一条の九第一項の規定による療育の給付を受けようとするときは、親権を行う者又は未成年後見人が、その監護すべき児童に代わつて、その居住地の都道府県知事に申請しなければならない。

(略)

第十一条 法第二十条第五項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～十 (略)

第十六条 指定療育機関の開設者は、法第二十条第七項の規定により指定を辞退しようとするときは、その旨を、その所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

第十一条 法第二十一条の九第五項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～十 (略)

第十六条 指定療育機関の開設者は、法第二十一条の九第七項の規定により指定を辞退しようとするときは、その旨を、その所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

第十八条 都道府県知事が法第二十一条の三第一項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定療育機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の定めるところにより、当該指定療育機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

第十八条 都道府県知事が法第二十一条の九の四第一項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定療育機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の定めるところにより、当該指定療育機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十一条の二 削除

第二十一条の三 削除

第二十一条の四 削除

---

第二十一条の十七	削除
第二十一条の十六	削除
第二十一条の十五	削除
第二十一条の十四	削除
第二十一条の十三	削除
第二十一条の十二	削除
第二十一条の十一	削除
第二十一条の十	削除
第二十一条の九	削除
第二十一条の八	削除
第二十一条の七	削除
第二十一条の六	削除
第二十一条の五	削除

第二十一条の十八 削除

第十九条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 おおむね三歳未満の児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育士、看護師その他の者(当該児童の三親等内の親族であるものを除く。)の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(少数の児童を対象とし、かつ、市町村(特別区を含む。)以下同じ。)又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。

六～十 (略)

第二十条 法第二十一条の十四第二項において準用する法第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十三号の様式によるものとする。

第二十一条 法第二十一条の十五の規定による届出は、次に掲げる事項(当該届出をした事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項とし、事業を廃止し、若しくは休止し、又は当該届出に係る事業を再開したときは、その旨とする。)を記載した届出書を提出することにより行つものとする。

一～三 (略)

第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる指定施設支援(同項に規定する指定施

第二十一条の十九 法第二十一条の二十七に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 おおむね三歳未満の児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育士、看護師その他の者(当該児童の三親等内の親族であるものを除く。)の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(少数の児童を対象とし、かつ、市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行つものに限る。)

六～十 (略)

第二十一条の二十 法第二十一条の三十二第二項において準用する法第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十三号の様式によるものとする。

第二十一条の二十一 法第二十一条の三十三の規定による届出は、次に掲げる事項(当該届出をした事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項とし、事業を廃止し、若しくは休止し、又は当該届出に係る事業を再開したときは、その旨とする。)を記載した届出書を提出することにより行つものとする。

一～三 (略)

設支援をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。）次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

二 日用品費

ホ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて

、その施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて

、その施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第二十五条の三 令第二十七条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を負担上限月額（同項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定め

る額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の四 令第二十七条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」といつ。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）（第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基

づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第二十五条の五 令第二十七条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば

保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の六 令第二十七条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき施設給付決定（同条第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしよつとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄

三 当該申請に係る障害児に関する障害児施設給付費の受給の状況

四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

五 当該申請に係る指定施設支援の具体的内容  
前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略とせることができる。

一 負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

二 障害児施設医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設

設医療をいう。以下同じ。）を行う指定施設支援に係る申請を行う場合にあっては、障害児施設医療負担上限月額（令第二十七条の十一第一項に規定する障害児施設医療負担上限月額をいう。以下同じ。）及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（令第五十条の二第二項の規定により読み替えられた場合にあっては、生活療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係るものを含む。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に施設給付決定を受けている場合には、当該施設給付決定に係る施設受給者証（法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）

都道府県は、前二項に規定するもののほか、次条第一号に掲げる事項を勘案するため必要があるときは、医師の診断書の提出を求めるとする。

施設給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略とすることができる。

前項の書類の提出を受けた都道府県は、負担上限月額等（負担上限月額、障害児施設医療負担上限月額及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求めるとする。

前項の規定により施設受給者証の提出を受けた都道府県は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設給付決定保護者に返還するものとする。

施設給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内に

において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に施設受給者証を添えて都道府県に提出しなければならぬ。

一 当該届出を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者の続柄

三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

#### 四 その他必要な事項

前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならぬ。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

都道府県は、施設受給者証を破り、汚し、又は失つた施設支給決定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、施設受給者証を交付しなければならぬ。

前項の申請をしようとする施設支給決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならぬ。

一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者の続柄

#### 三 申請の理由

施設受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の

申請書にその施設受給者証を添えなければならない。

施設受給者証の再交付を受けた後、失った施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第二十五条の八 法第二十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児施設給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前二号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- 六 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定施設支援の利用に関する意向の具体的内容
- 七 当該申請に係る障害児の置かれている環境
- 八 当該申請に係る指定施設支援の提供体制の整備の状況

第二十五条の九 都道府県は、施設給付決定を行ったときは、負担上限月額等を、施設給付決定保護者に通知しなければならない。負担上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第二十五条の十 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる指定施設支援の種類に区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

- 一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。）

三年

二 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）  
一年

第二十五条の十一 都道府県は、法第二十四条の三第六項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した施設受給者証を交付しなければならぬ。

- 一 施設給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該施設給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び施設受給者証番号
- 四 施設給付決定に係る指定施設支援の種類及び量
- 五 障害児施設給付費を支給する期間
- 六 負担上限月額等に関する事項
- 七 その他必要な事項

第二十五条の十二 施設給付決定保護者は、法第二十四条の三第七項の規定に基づき、指定施設支援を受けるに当たっては、その都度、指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）に対して施設受給者証を提示しなければならぬ。

第二十五条の十三 法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第二十四条の三第十項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 二 当該法人が受託事務以外の業務を行っている場合には、その業務

を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第二十五条の十四 都道府県は、法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により施設給付決定保護者に通知し、施設受給者証の返還を求めらるものとする。

一 法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行った旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

前項の施設給付決定保護者の施設受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 施設給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等ににより著しく減少したこと。

四 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の

収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第二十五条の十六 令第二十七条の四第二項に規定する率の算定については、同項の規定の適用がないものとした場合の施設給付決定保護者利用者負担合算額（同条第一項に規定する施設給付決定保護者利用者負担合算額をいう。次条第一項第三号において同じ。）の算定の対象となる令第二十七条の四第一項第二号の額を、同条第一項の規定の適用がないものとした場合の利用者負担世帯合算額（同条第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。次条第一項第一号において同じ。）の算定の対象となる令第二十七条の四第一項第二号の額で除すものとする。

第二十五条の十七 高額障害児施設給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該施設給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び施設受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する施設受給者証番号をいう。以下同じ。）
- 二 当該申請を行う施設給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額
- 三 当該申請を行う施設給付決定保護者に係る施設給付決定保護者利用者負担合算額
- 四 当該申請を行う施設給付決定保護者と同一の世帯に属する当該施設給付決定保護者以外の施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害

者等をいう。)であつて、同一の月に指定施設支援又は障害福祉サービス(同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。)を受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、受給者証番号(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。)

前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める施設給付決定保護者は、当該施設給付決定に係る障害児が、二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第二十七条の二第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものとする。

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 指定施設支援を受けている指定知的障害児施設等の名称

三 令第二十七条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当

するもの

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第二十七条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書類

二 施設受給者証

都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を施設受給者証に記載することとする。

一 特定入所障害児食費等給付費の額

二 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間

第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の九の規定は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場合において、第二十五条の七第四項中、「第二項第一号及び第二号」とあるのは、「第二十五条の九第二項第一号及び第二号」とする。

第二十五条の二十 第二十五条の十三の規定は、法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人について準用する。

第二十五条の二十一 法第二十四条の九第一項の規定に基づき指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。以下この条及び次条において同じ。）の指定を受けよとする者は、次の各号（障害児施設医療を提供しないものにあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を

記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 医療法第七条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 施設の管理者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る障害児施設給付費（障害児施設医療を提供する場合に限る。）の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定知的障害児施設等の指定の更新について準用する。

第二十五条の二十二 指定知的障害児施設等の設置者は、前条第一項第

一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項に変更があつたとき

は、当該変更に係る事項について当該指定知的障害児施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十五第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

第二十五条の二十四 都道府県は、法第二十四条の二十第一項の規定に基づき、毎月、障害児施設医療費を支給するものとする。

施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、法第二十四条の二十四項の規定に基づき施設給付決定保護者に支給すべき障害児施設医療費は当該指定知的障害児施設等に対して支払うものとする。

第二十五条の二十五 令第二十七条の十一第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（加齢児）法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下同じ。）にあつては、一万円（を下回る場合には千円）加齢児にあつては、一万円（とする。）とする。ただし、同条第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四

千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、令第二十七条の十一第一項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円（加齢児にあつては、一万円）としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、千円（加齢児にあつては、一万円）とする。

第二十五条の二十六 都道府県知事が法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の第三一項の規定に基づき障害児施設医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定知的障害児施設等は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定知的障害児施設等が行つた医療に係る障害児施設医療費を請求するものとする。

前項の場合において、都道府県知事は、当該指定知的障害児施設等に対し、都道府県知事が当該指定知的障害児施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第一百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その障害児施設医療費を支払つものとする。

法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十五条の二十七 (略)

第四十条 法第五十六条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 (略)

イ 第十九条第五号に掲げる事業その他児童の保育に関する事業であつて当該市町村が必要と認めるものを利用している児童

ロ (略)

二 (略)

第四十一条 法第五十六条の八第一項に規定する主務省令で定める子育て支援事業は、第十九条第五号に掲げる事業とする。

第四十二条 法第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める子育て支援事業は、第十九条第五号に掲げる事業とする。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)が児童福祉に関する事

第二十五条の二 (略)

第四十条 法第五十六条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 (略)

イ 第二十一条の十九第五号に掲げる事業その他児童の保育に関する事業であつて当該市町村が必要と認めるものを利用している児童

ロ (略)

二 (略)

第四十一条 法第五十六条の八第一項に規定する主務省令で定める子育て支援事業は、第二十一条の十九第五号に掲げる事業とする。

第四十二条 法第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める子育て支援事業は、第二十一条の十九第五号に掲げる事業とする。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)が児童福祉に関する事

務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略) 第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条第一項	(略) 都道府県知事	(略) 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第二十五条の七 第二十五条の九 第二十五条の十一 第二十五条の十四 第二十五条の十七 第二十五条の十九	都道府県 都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
一 第二十五条の二十 二 第二十五条の二十	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
四 第二十五条の二十	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市

務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略) 第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条第一項	(略) 都道府県知事	(略) 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
--	---------------	-----------------------------

<p>第二十五条の二十 二 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六 六条 第三十二条において準用する第二十七 七条</p>	(略)	都道府県知事	(略)	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	(略)
---	-----	--------	-----	----------------------	-----

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六 六条 第三十二条において準用する第二十七 七条</p>	(略)	都道府県知事	(略)	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	(略)
--	-----	--------	-----	----------------------	-----

第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十四条 第十五条 第十六条 第十八条第一項	都道府県知事	中核市の市長
第三十七条第二項	都道府県知事	都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長）
(略)	(略)	(略)

第五十一条の三 法第六十二条の三の二第一項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等は、都道府県知事が指定する知的障害児施設、盲ろうあ児施設（二十歳以上の加齢児が入所する場合を除く。）、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設並びに指定医療機関とする。

(略)	(略)	(略)
第十四条 第十五条 第十六条 第十八条第一項	都道府県知事	中核市の市長
第三十六条の二第二項 第三十六条の三	都道府県知事	都道府県知事（都道府県以外の者が行う児童居宅生活支援事業及び障害児相談支援事業については、中核市の市長）
第三十七条第二項	都道府県知事	都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長）
(略)	(略)	(略)

附則

第五十一条の四 都道府県は、法第六十二条の三の二第一項又は第二項の規定に基づき、障害児施設給付費等（法第五十条第六号の四の障害児施設給付費等をいう。）を支給するときは、毎月、支給するものとする。

第五十一条の五 令第五十条の六に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一 次のいずれかに該当していること。

イ 当該加齢児が所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第一号に規定する預貯金等をいう。）及び郵便貯金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。）（以下この号において「現金等」と総称する。）の合計額として都道府県が認められた額が、三百五十万円以下であること。

ロ 当該加齢児が所有する現金等の合計額が三百五十万円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十各号に規定する財産その他これに準ずるものとして都道府県が認めたものを控除して得た額として都道府県が認められた額が、三百五十万円以下であること。

二 当該加齢児が、その扶養義務者（民法（明治二十九年法律第十九号）に定める扶養義務者をいう。）がその居住の用に供する家屋や土地以外に資産を所有していないことにつき、都道府県が認定したこと。

第五十一条の六 令附則第五十条の六の規定により読み替えて適用する令第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号並びに令第二十七条の二第一項第三号及び第二十七条の五第三号に規定する加齢児の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる加齢児の区分に応じ、当該各号に定める額（令第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、令第二十七条の二第一項第三号及び第二十七条の五第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一 指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に消費される金銭その他指定施設支援に要する費用に充てることができない収入として都道府県が認められた収入を除く。）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料（所得税法第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。）の費用を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額として都道府県が認定した額（以下「認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円以下である加齢児 零

二 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える加齢児 イ及びロに掲げる加齢児の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 就労等収入額（賃金その他の就労による収入（以下「就労収入」という。））、第二十五条の四各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として都道府県が認めたものの合計額をいう。以下同じ



収額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を  
控除して得た額

四 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項  
第二号と同項第三号の合計額を超える加齢児であつて、障害児施設  
医療費の支給を受けているもの 同項第一号に掲げる額

第五十一条の七 令第五十条の八の規定により読み替えて適用する令第  
二十七条の十一第一項第二号及び第三号に規定する加齢児の所得の状  
況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる加齢児の区分に応じ、当  
該各号に定める額（令第二十七条の十一第一項第二号に掲げる者につ  
いては、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円と  
し、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超える  
ときは、一万五千円とする。）とする。

一 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項  
第二号に掲げる額と令第四十二条の四第二項第三号に掲げる額の合  
計額を下回る加齢児 零

二 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項  
第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える加齢児  
認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と  
同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額

第一号～第十三号の三様式（略）  
第十三号の四様式  
第十四号様式・第十五号様式（略）

第一号～第十三号の三様式（略）  
第十四号様式・第十五号様式（略）





